

## 初診時の選定療養費の料金改定について

令和4年10月1日より外来に係る「他の医療機関等からの紹介なしに直接来院した患者さん」に対する選定療養費を下記のとおり改定します。

改定前(令和4年9月30日まで)      改定後(令和4年10月1日から)

医科 5,100 円(税込) → 医科 7,700 円(税込)

歯科 3,060 円(税込) → 歯科 5,500 円(税込)

初診に係る費用(選定療養費)を、医療機関の機能分担や業務連携の推進を図るためご負担いただいておりますが、令和4年4月の国の診療報酬改定により、令和4年10月1日から上記の金額に改定いたしますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

ただし初診時の保険診療点数から医科・歯科共に200点を控除して診療費を計算します。

以下の方々は選定療養費の対象にはなりません

- ・紹介状をお持ちの方    ・診療後にそのまま入院となった方    ・救急搬送となった方
- ・災害により被害を受けた方など

助産に係る診療等を受ける場合は、消費税は非課税扱いとなり医科7,000円、歯科5,000円です。

## 再診時の選定療養費料金改定について

文書による他院への紹介の申し出を行ったが、当院を受診された場合の、再診時 選定療養費を下記のとおり改定します。

改定前(令和4年9月30日まで)      改定後(令和4年10月1日から)

医科 2,550 円(税込) → 医科 3,300 円(税込)

歯科 1,530 円(税込) → 歯科 2,090 円(税込)

症状が安定し、済生館から診療所等への紹介を受けた患者さんが診療所等からの紹介なしに当院を再受診された場合は、上記の金額をご負担いただきます。

助産に係る診療等を受ける場合は、消費税は非課税扱いとなり、医科3,000円、歯科1,900円です。